

子育て支援センターだより



■問合せ 南条子育て支援センター Tel 0778-47-2411
 今庄子育て支援センターわかば ☎ 0778-45-0788
 河野子育て支援センター ☎ 0778-48-2321

10月の主な活動

【南条子育て支援センター】

8日(木) ママフィット

時間 午前10時30分～午前11時30分
 場所 南条保健福祉センター
 講師 角正 佳己氏
 定員 先着5組(要予約)

15日(木) 絵本読み聞かせ

時間 午前11時30分～午前11時45分
 場所 南条子育て支援センター
 講師 図書館司書 奈良 恵理子氏

お父さん出番ですヨ！子育てパパ支援

17日(土)「親子で守る 目と姿勢の健康体操」

時間 午前10時30分～午前11時30分
 場所 南条子育て支援センター
 講師 高橋 有希子氏
 対象者 町内在住の未就園児とその父親
 定員 先着5組(要予約)

*午後からは通常どおり、支援センターを開所しています。(午後1時～午後4時)

★19日(月)は子育てパパ支援の振替のため、閉所します。

28日(水) ふれあいトーク

時間 午前10時～午前11時
 場所 南条子育て支援センター
 講師 町保健師 井上 志乃氏

【今庄子育て支援センター わかば】

8日(木) バルーンアートと絵本の読み聞かせ

時間 午前10時30分～午前11時30分
 場所 今庄子育て支援センター わかば
 講師 子育てマイスター 辻 久子氏
 定員 先着5組(要予約)

22日(木) わらべうた遊び

時間 午前10時30分～午前11時30分
 場所 今庄子育て支援センター わかば
 講師 子育てマイスター 寺下 悦子氏
 定員 先着5組(要予約)
 *27日(火)午後は都合により閉所します。

【河野子育て支援センター】

7日(水) ボールプールであそぼう

時間 午前10時30分～午前11時30分
 場所 河野子育て支援センター
 持ち物 水分補給用の飲み物

日本には、昔から満月を眺めて鑑賞する「お月見」という美しい風習があります。今年は10月1日が中秋の名月・十五夜です。秋の夜長、親子で「お月見」はいかがですか？

子どもたちにとっても「お月さま」は特別な存在なのではないでしょうか。絵本の中でお月さまは、美しく優しく見守ってくれています。

「おつきさまこんばんは」 作・絵 林 明子 / 出版社 福音館書店

暗い空からポッと顔を出した、まんまるお月さま。やがて雲がやって来て…。お月さまに語りかけるように、ゆっくりと読んでみましょう。裏表紙の絵にも注目して楽しんで。

「まんまるおつきさん」 作 ねじめ 正一 絵 さいとう のぶ / 出版社 偕成社

黄色くてまんまるで…お月さまってこんなにおいしそうだったかな？次々と大好きな食べ物に見えてくるから不思議です。お月さまが登場する絵本の中でも、一番お月さまを食べたくなる絵本です。



無料相談 町外

| 相談名 | 日時等 | 場所 | 申込み・問合せ |
|--|---|---------------------------|---|
| 公証週間 (10/1～10/7) 休日相談会 (予約優先) | 10月3日(土) 10:00～12:00 13:00～16:00 相談員 公証人 | 武生公証役場 (越前市京町2-1-6) | 武生公証役場 Tel 0778-23-5689 |
| 司法書士 無料法律相談会 (要予約) | 10月3日(土) 10:00～16:00 相談員 司法書士 | 武生商工会議所3階 (越前市塚町101番地) | 福井県司法書士会 Tel 0776-43-0601 |
| 家族も安心(^o^) 未来につながる 相続登記等 無料電話相談会 (要予約) | 10月5日(月)～9日(金) 10:00～16:00 相談員 司法書士および 土地家屋調査士 | | 福井地方法務局総務課 Tel 0776-22-5174 (平日8:30～17:15) |

知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方

対象となる労働者：建設業の現場で働く人

掛金：日額310円



特長

- ◎国の制度なので安心、確実、申込み手続きは簡単です。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆さまに対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

建退共から事業主の皆さまへのお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください!!

建退共

検索

※ 詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問合せください。

■ 問合せ 建退共福井県支部 Tel 0776-24-1015